

<川越市>

## 続報！「新井喜一氏を原告とする名誉毀損訴訟」

2019年9月26日(木)10時30分～

### ついに提出された「被告女性A氏の録音」の怪

元川越市議・新井喜一氏（2018年10月、議員辞職）が原告となり、同氏からセクハラ・パワハラ被害を受けたとして、マスコミや川越市議会・川越市に公言する一方で、新井氏に謝罪と100万円の支払を求めてきた川越市役所職員女性A氏を訴えた「名誉毀損損害賠償と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認」の裁判の第4回口頭弁論が、9月26日（木）さいたま地方裁判所川越支部で行われた。

この日も傍聴席はほぼ満席だった。回を重ねるごとに本件「新井元市議のセクハラ」が「でっち上げではないのか？」との疑念を抱く一般市民の傍聴が増しているようである。原告席には新井氏本人と、いつものように清水勉弁護士・出口かおり弁護士の黄金コンビ。新井氏に訴えられて7人もの弁護士を立てた被告女性A氏だが、今回は4名の弁護士が出廷。いつものどおり、被告女性A氏の姿はない。

最初に新井氏に内容証明郵便を送り付け、回答期限前にA氏と並んで新井氏を実名告発記者会見を行っていた吉廣慶子弁護士の姿はなかった。

### 5時間のうち「1時間10分が欠落した録音」？

前回、慰謝料としての損害賠償金を「100万円から300万円に増額」のうえ、新井氏を反訴した「被告女性A氏」。今回の法廷では、これまで「被告女性A氏」がセクハラ・パワハラの証拠としていた「音声データ」が、初めて裁判所と新井氏に提出された。音声データは、被告女性A氏が新井氏からハラスメント発言があったと訴えている尾道市内（平成30年5月10日）のスナックでの約2時間の川越市議会の懇親会と、4日後の新井氏自宅（5月14日）でのおよそ5時間にわたる宴会の会話を、被告女性A氏が参会者全員に無断で「隠し録音」していたのだが、新井氏宅での「隠し録音」については途中1時間10分ほどが裁判所に提出されなか

った。「録音していない」という回答が A 氏代理人からあったことが、新井氏代理人 **清水勉・出口かおり両弁護士** への取材でわかった。「**被告女性 A 氏**」は、議会の視察旅行のスナックでの二次会に続き、新井氏の自宅での「**私的な宴会までなぜ録音した**」のか？

常識的に考えれば、尾道での懇親会以前に被告女性 A 氏が新井氏から「**深刻なハラスメント被害**」を受けているという前提から、その証拠を確保し新井氏を糾弾するためである。そうだとすると被告女性 A 氏は、新井氏と二人だけであるところで「**深刻なハラスメント被害**」を受けたと訴えているか。「**NO**」である。

5 月 10 日以前の新井氏のハラスメント行為として被告女性 A 氏が訴えているのは、4 月 9 日の川越市内の飲食店で行われた「**川越市議会の議員らと職員らの懇親会**」の場で、新井氏が被告女性 A 氏に「**飲酒を強く勧めた…同氏の太腿を触った…同氏ら女性職員に下品なことを言った…**」というものだけだ。第三者委員会は、その場に居合わせた議員や職員らから事情聴取を行い、飲酒を強く勧めたということについて「**推認**」しただけで、他の行為や言動は「**認定も推認も**」しなかった。

要するに、飲酒を強く勧められたらしいことが、被告女性 A 氏が新井氏の発言を「**隠し録音する**」ことを決意させた動機なのだ。

新井氏の全発言を「**隠し録音**」をしたい被告女性 A 氏であれば、新井氏の自宅の玄関に入る前から録音のスイッチを入れて、新井邸を完全に離れたところでスイッチを切り、そこで録音が終わることになるはずである。

出口弁護士の話によれば、A 氏が提出した録音音声からは新井氏の自宅を出た直後に録音を終了した様子がわかるという。それなのに、なぜ、途中 1 時間 10 分ほどだけが「**証拠として提出されていない**」のか？

慎重に準備してきた被告女性 A 氏が誤って録音を切っけてしまい、その後その事に気付いてスイッチを入れた、そんなことがあったのだろうか。

提出された録音を一通り聞いたという出口弁護士に話を聞いた。

本 紙

録音データから当日の様子は、どのようなものだったかわかりますか？

出口弁護士

A 氏や若手の議員さんらが新井さんの自宅を訪れて、小学生の新井さんの孫娘が居間でテレビを見ながら過ごしている横で、新井さんの奥さんが料理やお酒を運んできて振る舞い、「A 氏…議員…新井氏」が飲食しながら楽しく会話をしている、という雰囲気でした。

本 紙

第三者委員会で、指摘されたハラスメント発言が飛び出した直前の状況はどうだったのでしょうか？  
たとえば新井氏がそのような話題を誘導する会話があったのですか？

出口弁護士

いいえ、誘導はありません。終始、参加者が楽しく会話をしているというだけです。

本 紙

反訳（音声の会話を書面に書き起こすこと）だけで、その場の空気のようなものは、裁判所に伝わるのでしょうか？

出口弁護士

お酒を含む飲食の場での短い言葉のやり取りは、反訳を読んでも趣旨がわからないものが多く、場の雰囲気や会話の前後の流れ、参加者の態度などを踏まえて理解する必要があると思います。裁判所には、A氏が提出した部分的な反訳を見て済ませずに、録音内容全てをしっかりと聞いていただきたいと思います。

## 「抜粋」と「全録音」……その「**重大な違い**」

そもそもハラスメント被害とされるものは、その被害が生じたとされる「**状況**」と受け手の「**主観**」によって判断の是非がわかる。ある意味では一般的な社会常識、社会通念といったものを判断基準にせざるを得ない事案ともいえる。

この種のハラスメント訴訟が日常茶飯事の欧米社会でさえ、密室での2人きりといった特殊な状況を除いて、バーで男女が集って深酒ともなれば性的な話題が飛び交うこともある。

しかし、5時間におよぶ宴席での、わずか十数秒の会話を揚げ足取りに「**セクハラ**」だとして「**慰謝料 100 万円を請求する**」などという訴えは、欧米社会でさえフレームアップ（frame-up）と判断されることは珍しくはない。

※フレームアップとは、その状況からして事件と呼べるほどのことではない事象を騒ぎ立てて事件に仕立て上げることである。

このため米国の経営者などは、従業員などによる「**でっち上げハラスメント**」を防御するために、ロッカールームや事務所に音声も録れる監視カメラを設置する人も珍しくない。

証拠がなければ「**被害を訴えた側が無条件に信用される**」傾向があるからである。

今回、A氏が提出した証拠の音声データ5時間のうち、1時間10分ほどが証拠として提出されていない点について「75%は録音できていて、大体状況がわかるからいいだろう」と考えるのは早計だろう。1時間というのは相当に長い時間であり、その間にいろいろな会話がどのような感じで行われていたかは重要だ。

ましてや、問題のセクハラ発言は「欠落」した時間の直後に飛び出してくるのだ。「抜粋」と「全録音」では事件の様相を一変させてしまうほどの違いが生じる可能性があるのだ。

## 「音声解析」も視野に入れた「調査」を開始

新井氏代理人**清水弁護士・出口弁護士**は、被告女性A氏がやっと提供（提出）した音声データを被告女性A氏が提出した部分的な反訳に頼らず、全体の反訳を行った上で検討する考えだ。録音内容全編を文字に書き起こし、収録された音声から当時の状況にも迫りたいという。

本件は、被告女性A氏が被害の「証拠としてきた録音内容」が明らかにされていくことで、いよいよ核心部に近づくことになるだろう。

次回期日は、11月14日(木)午前10時30分 さいたま地裁川越支部で開かれ「**新井氏側の反論**」が提出される予定である。